

事務連絡
令和8年1月29日

各地方農政局農村振興部長
沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長 } 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
災害対策室長

海岸保全施設に指定された砂浜の災害復旧事業の採択範囲について

平成11年の海岸法の改正にともない、防護機能を有する砂浜を海岸保全施設に指定することが位置づけられ、異常な天然現象により砂浜が被災した場合は、災害復旧事業の対象となったところであるが、災害復旧事業の採択範囲について下記のとおり定めたので通知する。

なお、このことについて、貴局管内関係機関に周知をお願いします。

記

1 対象となる砂浜

海岸法第2条における砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限り。）として指定された砂浜（以下「指定砂浜」という。）とする。

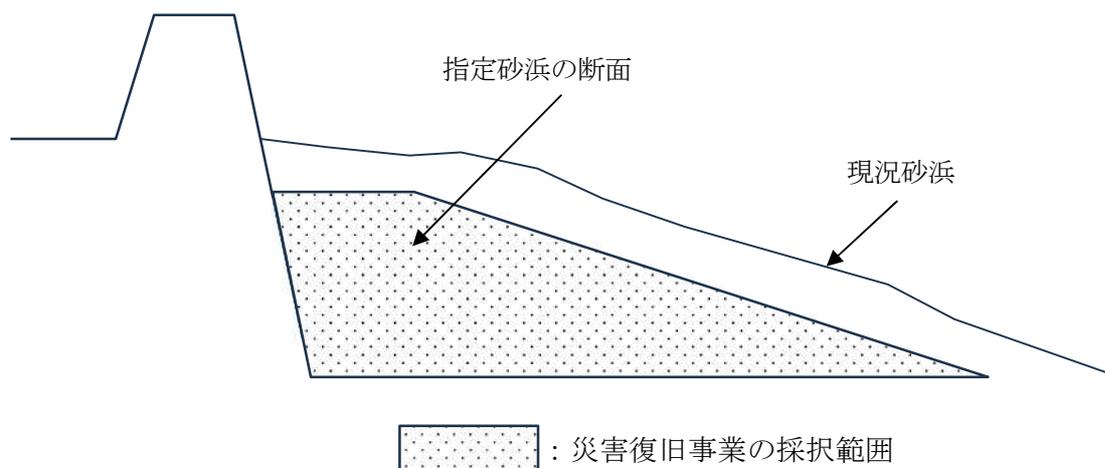
2 採択範囲

指定砂浜が異常な天然現象により被災した場合、災害復旧事業の採択範囲については、指定砂浜の断面までとする。（別紙図参照）

なお、災害復旧事業として申請する指定砂浜が、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令第7条第1項に規定された機能を確保するため、同条第2項に規定された状態が保たれていることが必要であり、適正な維持管理がされている場合に限る。

また、砂浜の特性として、侵食されたり堆積したりして変化するものであり、日常巡視等により汀線の位置や砂浜の状況を確認するとともに、大きな変状や異常が確認された場合には、深淺測量で詳細に状況を確認するなど、砂浜の状況の適切な把握に努めること。

以上



災害復旧事業の採択範囲